

「研究費の不正使用を絶対に起こさない」

～研究不正防止に向けた不退転の決意表明にかえて～



最高管理責任者(学長)
小原 章裕

先生方には既にご案内のとおり、令和3年2月1日付で文部科学省「公的研究費の管理監査のガイドライン」改正が行われました。同省からの要請で、今年度が「不正防止対策強化年度」に位置付けられたことを受け、年度当初には競争的研究費をお持ちでない先生方にも改めてコンプライアンス教育を受講いただきました。加えて、新たに啓発活動として「研究費不正防止啓発通信」を全教員へ発信するなど、本学での研究費の不正を一件たりとも発生させない環境づくりのため、あらゆる方策を行っているところです。

さて、研究費の不正使用は、油断などから起こる所謂「間違い」「勘違い」の他、一番あってはならない「故意」によるものまで多岐に亘りますが、どちらにせよ、一度不正、或いは不適切な執行と認定されると、その影響は甚大で、不正を起こした者に留まらず、本学全体の研究をストップさせることとなります。

残念なことに本学では過去に研究費の不正使用を起こしたことがあり、それを乗り越えるために膨大な教職員の努力の汗を流して今日に至っております。しかしながら、先述のコンプライアンス教育受講後の理解度テスト結果を確認したところ、十分に理解されていないケースも散見され、学長として強い危機感を覚えました。油断や慢心から生じる小さな綻びこそ、重大事案の前触れですので、教職員の皆様には改めて「不正根絶」に向けた一人ひとりの覚悟を要請いたします。上述のガイドライン改正の内容に掲げられる三本柱の一つに「意識改革」が求められておりますが、これは学長や研究担当副学長など一部の教員の意識の問題ではありません。教職員一人ひとりの問題ですので、改めてワンランク上の「意識」をもって、研究活動に臨んでいただくよう、お願いいたします。

最後に、本学の研究ガイドブックの冒頭に掲げられている「名城大学における研究者の行動規範」を今一度お手に取ってご覧ください。ここには研究に携わる者すべてが踏まえるべき大切な観点が記されています。本行動規範が今後とも守られるよう、私としても、引き続き不正根絶に向けた強い決意と姿勢で、研究費の不正防止に向けた意識向上と浸透を徹底してまいります。

カラ出張・旅費の不正受給は重大な不正行為です！！

文部科学省ウェブサイトに掲載のある「研究機関における不正事案」では、他機関の不正事案が掲載されていますが、近年多くなっているのが、カラ出張・カラ謝金です。

今回は実際に不正行為として発生、公表された他機関の事例を紹介します。

他機関の事例1

不正に支出された研究費の額	658,228 円
不正行為の内容	架空請求〔カラ出張〕
不正行為の内容	私的な海外旅行をフランスでの学会参加などと研究活動の一環としての出張と偽り、また、研究代表者と十分な協議を行うことなく研究課題と関連の薄い目的外の出張を行った意図的なカラ出張。 出張を裏付けるインタビューメモやアポイントのメールの提出を求めたところ、書類の偽造などが確認されたため、不正と認定された。
動機	教員 A はフランス方面へ旅行に行くためには、多額の経費が必要となる一方で、海外出張においては、現地で監視の目が行き届かず、 <u>出張報告書において事実と異なる記載をしても判明しないのではないかと考えた。</u>
手法	<u>出張期間中に開催予定のある学会や会合へ出席したように装うことや、架空の用務を設定することで、研究課題に沿った内容の出張であるかのように見せかけた。</u>

他機関の事例2

不正に支出された研究費の額	788,820 円
不正行為の内容	架空請求〔カラ出張、カラ給与〕、還流行為、補助金の目的外使用。
動機	実施していた補助事業について、調査研究対象者に対する交通費や昼食代等の経費や自身の研究室の非常勤講師人件費や実験実習費の予備費を確保するため。
手法	1. カラ出張及び還流行為 当該教授は学生に対し、架空の出張旅費を支払う目的で、旅費請求書に学生の氏名を当該教授自らが署名し、大学から旅費を支給させたうえで、 <u>学生から出張旅費相当額の現金を還流させた。</u> 2. カラ出張 当該教授自身の名義で旅費請求を行い、当初予定されていた出張が後日に延期されたにもかかわらず、 <u>変更ないし取下げをせず、後日の出張も旅費請求を行い、二重に旅費請求を行った。</u> 3. カラ給与及び還流行為 当該教授は非常勤講師に対し、実習演習等の用務の実態がない日の出勤簿に押印するよう指示し、又は非常勤講師から印鑑の送付を受けた当該教授が出勤簿に押印し、 <u>非常勤講師の作業実態があったかのように装い、過大に給与並びに旅費を支給させ、給与に相当する金員を現金で自身に還流するよう指示し</u> 、非常勤講師から現金を受領した。 4. カラ出張

出張先相手が来学したにも関わらず、当該教授自身が出張した旨の虚偽の報告を行い、出張旅費を請求した旅費が1件あった。また、予定していた出張が中止になったにもかかわらず、予定通り出張した旨の虚偽の報告を行い、出張旅費を請求した旅費も1件あった。

5. 補助金の目的外使用

当該教授が実施していた事業へのアンケート協力謝礼としてQUOカードを配付する予定にしていたが、アンケートを実施できなかった際に、調査研究担当者に未使用のQUOカードを保管させるとともに、当該調査を実施したかの如く受領書に電話調査対象者名を代筆で署名させ、大学に提出することで未使用のQUOカード代を補助金で負担させた。

※上記不正事例は、文部科学省ウェブサイト掲載の「研究機関における不正使用事案」に掲載されている事案をもとに、メールマガジン掲載用に一部内容を変更し、掲載しています。

そもそも、ありもしない出張申請はなど所謂カラ出張などは論外ですが、「出張で学外に行ったついでに私的な用事を済ませてくる」、「ちょうど研究費にも余裕があるから(研究とは関係ないけれど)〇〇を見に行ってみる」出張地が遠隔地であればあるほど、「ついでに」と考えがちかもしれません。

しかし、故意に支払予算と異なる出張に行くこと、支払予算と関連のない用務で故意に出張期間を延ばすことは紛れもない不正行為です。

不正行為を行った研究者には、補助金の返還命令、一定期間の応募制限、刑事罰などが課され、先生方のキャリアに大きな影響を及ぼします。

また、研究機関(大学)に対しても、交付停止や一定期間の応募資格停止、間接経費の削減など他の研究者も含めた大学全体への多大な影響があります。

本学の出張申請では、所属部署や予算部署において出張の妥当性などのチェックをしており、適宜確認などを行っています。しかしながら、研究費の執行については、研究代表者(先生方)の予算の執行についての説明責任を持つことが何より大切です。

先生方におかれましては、引き続き予算に適合した経費執行、出張日までの出張申請など学内ルールにのっとり対応をお願いいたします。

また、出張後にご提出いただいている出張証明書類について、間違っって破棄してしまったというケースも聞かれます。そのようなことがないように、出張後の速やかな報告書の提出をお願いいたします。

年度末の支払締切にご注意ください！

今年度も残すところあとわずかです。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年度末まで引き続き研究を進められる予定の先生方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

さて、年度末の研究費に執行の締め切りにはご注意くださいませう今一度確認をお願いします。

《参考》公的研究費の支出依頼についての学術研究支援センター提出締切(抜粋)

経費執行の種類		期限
公的研究費(競争的資金)等での 事前決裁依頼	500万円以上の物品等購入依頼	令和4年1月24日(月)
	30万円以上500万円未満の物品等購入 依頼	令和4年1月31日(月)
事前購入決裁の要らない、通常の支払依頼		令和4年3月2日(水)

* 上記期限は学術研究支援センターへの書類到着期限です。所属学部で別途締切が設けられている場合もありますので、詳細は所属学部にてご確認ください。

* 大型プロジェクト等経費の種類によって、取り扱いが異なる場合があります。ご不明な点は、各予算担当へお問い合わせください。